

【記入例】

令和〇年〇月〇日

三島市長あて

記入年月日

法人又は組合にあっては、
主たる事務所の所在地住所 所在地 三島市中央町〇一〇
名 株式会社 みしまる水道
代表取締役 三島 太郎
水道事務所の所在地 三島市大社町〇一〇法人又は組合にあっては、
その名称及び代表者の氏名

専用 水道 確認申請書

水道法第32条の規定により、下記のとおり確認の申請をします。

記

1 水道施設の名称

みしまる水道社員寮専用水道

設計上の算定水量のため、最大給水量は来客者・消火用水などの需要水量を含めた合理的な水量を設定し、平均給水量は適切な施設能力となるように総合的に設定する。

2 確認の事由

社員寮建設に伴う専用水道の新設

3 事業計画

(1) 1日最大給水量 100 m³/日
1日平均給水量 60 m³/日

(2) 水源の種別及び取水地点（所在地）

種別：地下水（深井戸）・自己水源

所在地：三島市大社町〇一〇（採水層深さ130m）

「河川水」「湖沼水」「ダム水」「地下水（深井戸・浅井戸・伏流水）」「湧水」「浄水受水」

「自己水源」又は「自己水源以外」

(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果

水量の概算：150 m³/日

水質検査結果：別紙のとおり

取水が確実な水源の水量。
1日最大給水量以上必要。

厚生労働大臣登録の水質検査機関が発行する水質試験検査結果（消毒副生成物を除く全項目検査）を添付する。また、汚染物質や農薬の影響が考えられる場合はその項目を追加する。

(4) 水道施設の概要

- ア 水源施設 : 深井戸 $\phi 200 \times$ 深さ 300m
水中ポンプ $\phi 75 \times 0.75\text{m}^3/\text{min} \times 150\text{m} \times 1$ 台
- イ 導水施設 : ダクタイル鑄鉄管 $\phi 80 \times 50\text{m}$
- ウ 净水施設 : 滅菌剤貯槽 $1\text{m}^3 \times 1$ 基
- エ 送水施設 : 配水用ポリエチレン管 $\phi 75 \times 300\text{m}$
- オ 配水施設 : ステンレス製受水槽 有効容量 $50\text{ m}^3 \times 1$ 槽
- カ 給水施設 : 加圧給水ポンプ $\phi 40 \times 0.45\text{m}^3/\text{min} \times 50\text{m} \times 1$ 台

実揚程の関係を分
かり易く整理し
て、井戸や水槽等
の標高・水位を記
入する。

(5) 水道施設の位置（標高及び水位を含む）

施設名称	位置	数量	単位	標高	規模構造
深井戸	大社町〇一〇	1	本	400m (採水層 270m)	ケーシング SGP $\phi 200$ 揚水管 SUS $\phi 75$
受水槽	中央町〇一〇	1	槽	420m	ステンレスパネルタンク $4.0\text{m} \times 5.0\text{m} \times 3.0\text{m}$
社員寮	北田町〇一〇	1	棟	410m	50 室、水栓数 100 個

(6) 净水方法

滅菌装置（次亜塩素酸ナトリウム溶液注入方式）

(7) 工事の着手及び完了予定年月日

着手予定年月日 : 令和〇年〇月〇日
完了予定年月日 : 令和〇年〇月〇日

浄水後の水質が水道水質基準に
十分適合する処理方法をとする。
(基準値超過を前提とした設計が
望ましい。)

(8) 居住に必要な水の供給を受ける者の数

101人（90戸）

継続的に「居住」する人数とし、
「滞在」者は含まない。

(9) 居住に必要な水の供給が行われる地域

三島市北田町〇一〇、一〇、一〇、大社町〇一〇

(10) 主要な水道施設の施工方法の概要

ロータリー工法による井戸掘削及び開削工法による配管布設

添付書類

- (1) 工事設計書（水道法第33条第4項に掲げる事項）。水理計算書、構造計算書、水質検査結果書を含む。
- (2) 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
- (3) 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- (4) 水道施設の位置を明らかにする地図
- (5) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (6) 主要な水道施設（(7)に掲げるものを除く）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (7) 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図、縦断面図及び水道施設系統図
- (8) 自己水源以外の場合は、許可証・契約書・覚書など使用権が確認できる書類。また、水道施設に借用地がある場合はその契約を確認できる書類。

施設基準に適合しているかを確認するため、図面・検査記録・計算書・許可書等を添付する。

上水道と専用水道を併用する場合は、施設範囲と水質管理区分が明確になるように図示してください。